

共同利用・共同研究拠点等の機能強化の基本的な方向性について

令和8年3月30日

科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会
共同利用・共同研究拠点等に関する作業部会

1. 背景

急速な少子化が進行する中で、将来社会を見据えた高等教育の在り方について、中央教育審議会にて「我が国の「知の総和」向上の未来像」¹が令和7年2月にとりまとめられた。この中で、急速な人口減少をはじめとする社会変化や高等教育を取り巻く状況の変化を踏まえ、研究を通じたイノベーションの創出等を通じて、高等教育が目指す姿とは、我が国の「知の総和」を向上させることであるとし、「知の総和」の向上のためには、教育研究の質を上げ、社会的に適切な規模の高等教育機会を確保し、地理的・社会経済的な観点からのアクセス確保によって高等教育の機会均等の実現を図ることが必要であり、その際、少子化が進行する中で、地域における教育機会の確保や高等教育機関間の連携等を通じた高等教育の機能強化が最も重要となるとされている。

また、令和8年度からの第7期「科学技術・イノベーション基本計画」の策定に向けて、我が国の科学技術・イノベーション力の強化のために不可欠な研究力の抜本的強化による「科学の再興」に向けて、文部科学省の有識者会議にて令和7年11月に提言²がとりまとめられ、科学技術・イノベーションが国力の源泉となり、また、我が国としてもその力を有することの必要性が増しており、大学共同利用機関と共同利用・共同研究拠点については、大学の枠を超えた共同研究を促進する、我が国独自のシステムとして研究力強化に不可欠なものであるため、ハブとしての機能強化を図るとされている。

国立大学法人においては、第5期中期目標期間（令和10年～15年度）に向け、上述の背景も踏まえ、各大学のミッション・機能強化の方向性に沿った組織の在り方の見直しが求められており、国立大学法人等改革基本方針（令和7年11月）³においては、共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点（以下、「共同利用・共同研究拠点等」という）が中心となる附置研究所・研究センターについて、既存の附置研究所等の新陳代謝や再編など、研究力の強化に向けて必要な見直しを図る仕組みの導入が求められている。また、研究ネットワークの強化に向け、大学共同利用機関や共同利用・共同研究拠点については、各大学における研究者の高度な研究基盤へのアクセスが必ずしも十分ではないことから、それぞれが目指す機能強化の方向性に基づき、組織間ネットワークの強化や、組織、分野を超えた連携・人材流動のハブ機関としての機能強化により、研究の幅や裾野の拡大を図っていくことが求められている。

¹ 文部科学省 HP “我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）（中教審第255号）”
(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1420275_00014.htm)

² 文部科学省 HP “「科学の再興」に関する有識者会議” (https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/giivutu/042/index.html)

³ 文部科学省 HP “国立大学法人等改革基本方針” (https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1418126_00003.htm)

一方、共同利用・共同研究拠点等については、平成 20 年度の制度創設以降、評価に基づく入替が行われているものの、全体の拠点数がほぼ硬直化されているなど、限られた予算の中で必要な支援を行うことが難しくなっている。また、認定や評価に当たっては、総合的な判断を行っており、客観的に判断できる基準とはなっておらず、評価を受ける側より、何をどこまでやれば評価されるのかが不明瞭といった声もあげられている。

今後、我が国が直面する厳しい環境の中で数×能力による「知の総和」を向上させ、国力の源泉としての科学技術・イノベーション力を強化していくためには、全国に点在する意欲・能力ある研究者が個々の大学では整備・運営が困難な最先端の大型装置や大量の学術データ、貴重な資料等を利用することができる環境を整えることが必要である。我が国においては、共同利用・共同研究システムにおいて全国の研究者の知を結集し、効率的・効果的な先端研究を展開してきており、それらの重要性がますます高まってくる。中でも、国公私立大学に附置された研究所・研究センターにおける共同利用・共同研究拠点等は、多様な分野において研究者コミュニティに共同利用・共同研究の場を提供してきており、特に多くの研究分野の研究環境を維持することが困難になりつつある地方の大学等の研究者からは「自身の研究を継続するための最後の砦である」といった声もあげられている。

このため、今後の状況を踏まえた共同利用・共同研究拠点等の課題を改善し、機能を強化する方策を研究者コミュニティとともに検討を行うことが必要である。

また、国立大学法人においては、第 5 期中期目標期間に向け、国立大学法人等改革基本方針に沿って各大学のミッション・機能強化の方向性に沿った見直しが行われるが、当該研究分野における研究者コミュニティを基盤とした共同利用・共同研究拠点が大学の枠を超えた連携・人材流動のハブとして機能することにより、各大学におけるミッション・機能強化にも貢献しうるといった効果もあるため、各大学における共同利用・共同研究拠点等についても、その機能を発揮できる改革に取り組み、どのように機能強化を図っていくのか議論を促していくことが重要である。

これらの状況を踏まえ、共同利用・共同研究拠点等の機能強化の基本的な方向性について、本作業部会において検討を行った。今後は、本方向性に沿って、各共同利用・共同研究拠点等において機能強化に向けた検討を求めるとともに、本作業部会においてもより具体的な内容について議論を行っていくこととする。

2. 共同利用・共同研究拠点等の役割・機能について

(1) 共同利用・共同研究拠点等の「役割」について

共同利用・共同研究拠点等の役割は、前述のとおり今後ますます重要性が高まっていくが、研究を取り巻く厳しい環境の中で、それらを支える様々な取組が行われており、その役割が見えにくくなっている。このため、まずは、大学共同利用機関や共用システムとの役割や違いについて、これまでの審議会等での整理を参考に、次のとおり整理を行った。

① 共同利用・共同研究拠点等と大学共同利用機関について

- ・ 大学共同利用機関と共同利用・共同研究拠点等は、共同利用・共同研究システムの中核と

して、個々の大学では整備・運営が困難な最先端の設備や大量のデータ、貴重な資料、これらの活用方法や先鋭化に関する知見等を国内外の研究者に提供する（共同利用）ことを通じ、大学の枠を超えた共同研究を効率的・効果的に推進している。中でも大学共同利用機関は、個々の大学に属さない共同利用の研究所であり、自ずから我が国の当該研究分野におけるCOE性を有している。

- ・ 一方、共同利用・共同研究拠点等は、国公私立大学に附置された研究施設（附置研究所・研究センター等）において、多様な分野・領域を主たる対象とし、各分野・領域における地域の特色や歴史的的特性等特色ある研究を発展させ、当該地域の、又は分野によっては全国規模の、共同利用・共同研究のハブとして、共同利用・共同研究システムがカバーする研究分野の裾野拡大に貢献している。
- ・ 各大学においては、共同利用・共同研究拠点等の研究所施設を自らの強み・特色として位置づける中で、このような特色ある取組が一層促されることが重要である。

② 共同利用・共同研究システムと共用システムについて

- ・ 「共用」は、大学等が整備した研究設備や機器を大学全体へ広く利用することができる仕組みであり、限られた利用のみを前提としていた研究設備・機器について部局内や各機関内全体への広い利用を可能とするとともに、機関の裁量によって機関外の第三者の利用を可能とする仕組みを積極的に構築し、推進する役割があり、戦略的に構築された共用の仕組みは「共用システム」としている。（「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン R4.3」より）
- ・ 一方、共同利用・共同研究システムは、当該研究分野の学術研究を効率的・効果的に推進するために必要な大型の研究設備等を国内外の当該研究分野の研究者の共同利用に供し、共同研究を行うものである。また、各大学共同利用機関や共同利用・共同研究拠点等においては、研究設備や機器の共用にとどまらず、当該研究分野における研究設備や機器に関する効率的・効果的な活用方法や先鋭化に関する知見を蓄積しており、これらの知見を含む研究資源を全国の研究者コミュニティへ提供することにより当該研究分野の進展に貢献している。

我が国においては、厳しい財政状況の下、限られた人員・予算の中で、より一層効率的かつ効果的に研究を推進することが求められる。このため、大学共同利用機関や共同利用・共同研究拠点等は、それぞれが持つ役割を基本としながら、我が国の研究力の強化や研究の裾野の拡大につながる環境整備・構築のために関連する研究分野や研究機関ネットワークを形成し、相互補完的に協力して研究を推進することで、相乗効果を発揮できるよう、体制を構築することが重要である。

その際、共同利用・共同研究拠点等は、当該研究分野の動向に応じ、柔軟に、他の共同利用・共同研究拠点等や大学共同利用機関との有機的な連携をより活性化させることで、限られた研究資源の中での継続的・発展的な共同利用・共同研究システムの構築に積極的に貢献していくことが必要である。

(2) 共同利用・共同研究拠点等の「機能」について

重要性が高まっていく共同利用・共同研究拠点等がその役割を果たすために必要な「機能」を以下の通り整理した上で、我が国の研究力強化に貢献していくための機能強化の方策を検討することが重要である。

- ・ 共同利用・共同研究の有り様は、研究分野の性格等に応じ多様であるが、共同利用・共同研究拠点等が持つべき必要な機能は、大学や分野に関わらず全てに通じる機能と考えられ、すなわち、研究者の知を結集させ、研究者コミュニティの意向を踏まえて共同で研究を推進する「共同利用・共同研究の機能」と「各研究分野における中核的な研究施設としての機能」と整理できる。
- ・ 「共同利用・共同研究の機能」は、大型研究装置の共同開発、共同利用・共同研究や、貴重な資料などの共同利用・共同研究、各大学で共通する学術基盤の整備、当該研究分野を先導する広い視野を持った人材の育成、学術研究の大型プロジェクトを通じて、研究者コミュニティ内の議論を活性化し、プロジェクト推進計画の樹立を目指しコミュニティを結束させることなどが挙げられる。
- ・ 「各研究分野における中核的な研究施設としての機能」は、当該研究施設におけるこれまでの研究成果、卓越した研究実績を有する研究者や研究リーダーの存在等により、国内外の研究者コミュニティの頭脳循環のハブとして、当該研究分野における卓越した研究の中核としての機能を有するなど、「研究面での中核性」が挙げられる。また、当該研究分野の研究資源や研究者コミュニティを繋ぎ、研究者が集まる研究ネットワークのハブとしての機能を有するなど、「研究ネットワークとしての中核性」の機能も挙げられる。このため、「各分野における中核的な研究施設としての機能」については、当該研究施設の設立経緯やこれまでの実績等によりその範囲に幅があると考えられる。
- ・ これらの機能を有する共同利用・共同研究拠点等は、研究者の能力を増幅し、分散した知を統合し、新たな研究フロンティアを創出する仕組みであり、我が国の研究推進における中核インフラとしての機能があると位置づけられる。
- ・ 加えて、企業等との連携等によるイノベーションの創出や地域の中核拠点としての社会の活性化、公共的な制度設計への貢献、異分野融合、新分野創成等、各共同利用・共同研究拠点においては、独自性のある取組も行われている。こうした取組は、研究の企画段階の調査・検討や萌芽性の高い段階の研究について、研究成果の周知や情報交換によって研究グループの形成・強化や研究の格段の進展を促す効果があるため、共同利用・共同研究拠点等の機能を発揮するためには重要である。

共同利用・共同研究拠点等がその役割を十分に果たし、我が国の研究力強化に貢献していくために必要な「機能」は「共同利用・共同研究の機能」と「各研究分野における中核的な研究施設としての機能」であり、共同利用・共同研究拠点等の認定に当たっては、当該機能を評価して審査することを基本とする。一方、「各研究分野における中核的な研究施設としての機能」については、上記整理の通り、中核性の機能範囲に幅があるため、機能強化の方策を検討するに当たっては留意することが必要である。

3. 共同利用・共同研究拠点等の機能強化や支援方策の仕組みについて

(1) 共同利用・共同研究拠点等の認定制度について

共同利用・共同研究拠点等がその役割を十分に果たしていくためには、「共同利用・共同研究の機能」と「各研究分野における中核的な研究施設としての機能」を強化する必要があることから、機能強化に資するような方向で認定基準の見直しを行う。

① 現状

- ・ 共同利用・共同研究拠点等の認定や中間・期末評価（以下、「認定等」という。）に当たっては、「共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程（文部科学省告示）」や本作業部会が決定する「中間評価要項」及び「期末評価要項」に基づき実施している。
- ・ 具体的には、評価の観点や観点に対する評価項目を以下のように整理し、評価項目に該当する資料を確認して、総合的な評価により認定するかどうかの判断を行っている。

（第 4 期中期目標期間における中間評価要項より）

評価の観点	左記の観点に対する評価項目の例
【共同利用・共同研究拠点】	
研究実績、研究水準、研究環境等に照らし、当該拠点の目的たる研究の分野における中核的な研究施設であると認められるか。 （規程第 3 条第 1 項第 1 号関連）	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでの研究成果 ・ 競争的資金等の採択状況 ・ 卓越した研究者やリーダーの存在 ・ 共同利用・共同研究に参加する関連研究者が利用できる研究スペースや宿泊施設等の確保 など <ul style="list-style-type: none"> ・ ネットワーク型拠点の場合、拠点ネットワークを構成する各研究施設が、上記のような点を総合的に考慮して中核的な研究施設であると認められるか（例えば、拠点ネットワークを構成する各研究施設が、少数のコミュニティのみが利用する小規模の研究施設のみで構成されていないかなど）。 ・ 同一分野複数拠点の場合、以下の点に留意し、それぞれの拠点が中核的な研究施設であると認められるか。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 当該分野における各拠点の特徴 ➢ 当該分野における拠点毎の役割分担及び連携体制
共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料及びデータ等を備えているか。 （規程第 3 条第 1 項第 2 号関連）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同利用・共同研究に必要な施設、設備、資料及びデータ等の整備状況 など
共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対し、施設、設備、資料及びデータの利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うための必要な体制が	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対する支援業務に従事する専任職員の配置状況

<p>整備されているか。 (規程第 3 条第 1 項第 5 号関連)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術的支援に係る体制の整備状況 ・ 関連研究者に対して必要な情報を継続的に提供するための体制の整備状況 ・ 参加する関連研究者に対する環境の整備状況 ・ 全学的支援(予算・人員の配分等)の状況 <p>など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ネットワーク型拠点の場合、拠点ネットワークにおいて中核的な役割を担う研究施設(中核施設)が設定され、当該施設が拠点の活動全体に責任を持って中心的役割を果たす体制が構築されているか。
<p>全国の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備、資料及びデータ等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供が広く行われているか。 (規程第 3 条第 1 項第 6 号関連)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページやメーリングリスト、SNS、学会誌での情報提供の状況 <p>など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ネットワーク型拠点の場合、例えば、参加窓口のワンストップ化や関連コミュニティから広く参加しやすいような情報の提供等が行われているか。
<p>関連研究分野への働きかけや大型プロジェクトの企画運営等、多数の関連研究者の参加を促進する取組が行われているか。 (規程第 3 条第 1 項第 7 号関連)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に公私立の研究者の参加を促進するために行われている取組 ・ 共同利用・共同研究を活かした人材育成の状況 ・ 大型プロジェクトの発案、運営、ネットワークの構築に参画する等中核的な取組の実施状況 ・ 「共用」を含む研究設備の有効活用を図るための取組の実施状況 <p>など</p>
<p>拠点の運営に当たり、広く外部の意見を取り入れているか、または、取り入れることができる仕組みとなっているか。 (規程第 3 条第 1 項第 3 号関連)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体制や組織構成 ・ 積極的に関連コミュニティからの意見を取り入れるような取組の実施状況 <p>など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ネットワーク型拠点の場合、拠点ネットワーク全体として拠点機能を発揮できるような構成となっているか(例えば、拠点間のコーディネート機能が適切に構築されているかなど)。
<p>共同利用・共同研究に多数の関連研究者が参加しているか。 (規程第 3 条第 1 項第 7 号関連)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同利用・共同研究の実績(設備の利用状況、データベースへのアクセス数、共同研究の件数、研究集会やシンポジウムの開催数、共同研究者数)

	など
共同利用・共同研究の課題等の採択に当たり、公平な審査が可能な仕組みが整備されているか。 (規程第3条第1項第4号関連)	・ 共同利用・共同研究の課題等の募集方法や採択方法 など
【国際共同利用・共同研究拠点】	
上記の観点について国際的な有用性を確認	
当該申請施設の目的たる研究の分野の国際的な動向を把握し、運営に反映するために必要な体制を整備しているか。	・ 当該研究分野の国際的な動向を把握し、運営に反映するために必要な体制の整備状況 など
将来の国際的な研究ネットワークの核となる若手研究者の育成に積極的に取り組んでいるか。 (規程第3条第2項第10号関連)	・ 若手研究者の自立支援や登用に係る取組 ・ 国際的な研究ネットワークのアクとなる若手研究者の育成のための取組 ・ 国内外の大学院生の受入状況 ・ 若手研究者の育成の取組に対する全学的支援(予算・人員の配分等) など

- ・ また、上記評価の観点や評価の項目は共通であるが、研究分野等に応じた専門的かつ公正な審議を行うため、拠点等の数や内容も踏まえつつ、本作業部会の下に分野別専門委員会及び特色ある共同利用・共同研究拠点に関する専門委員会を設けて認定等を実施している。(分野別専門委員会(①理工学系(大型設備利用型)、②理工学系(共同利用型)、③医学・生物系(医学系)、④医学・生物系(生物学系)、⑤人文・社会科学系、⑥異分野融合系))

② 今後の認定基準見直しの方向性

【共同利用・共同研究拠点等の成果や体制等に応じた支援】

- ・ 拠点の機能強化のためには、取組の実績を評価し、成果や体制等に応じた支援を行うことが重要。このため、「共同利用・共同研究の機能」や「各研究分野における中核的な研究施設としての機能」を中心に、基礎的な基準を満たす拠点に加え、成果や体制等に応じて行う評価の結果により予算支援を行う方向で検討する。具体的には、成果等に応じて行う評価の結果により、現状の評価区分を見直し、①基礎的な基準を満たす拠点／②基礎的な基準を満たした上で、国際的な水準あるいは地域・文化固有の価値から見て、より高い実績を挙げている拠点／③国際共同利用・共同研究拠点として認定を受けている拠点の3つのカテゴリーに分類し、カテゴリーごとに予算支援の内容を考えていく。
- ・ 認定等に当たっては、「共同利用・共同研究の機能」と「各研究分野における中核的な研究施設としての機能」を満たしているかという観点に対し、認定等が客観的に判断できるように認定基準を明確化し評価の観点を見直す。
- ・ 「共同利用・共同研究の機能」と「各研究分野における中核的な研究施設としての機能」の強化に向けて、認定等に当たっての具体的な指標の設定や水準については今後検討を進める。

- ・ また、認定等に当たっては、各研究分野の特性等やこれまでの審議の状況も踏まえて分野別で審査する。その際、審査が煩雑になり申請施設等の負担が増えないように留意して制度設計を行う。

【共同利用・共同研究拠点等のネットワークの強化】

- ・ 共同利用・共同研究拠点等の機能強化に向けては、拠点のネットワーク化（ネットワーク型拠点の形成）を促していくことが重要であるが、その必要性は以下の通り整理できる。
 - それぞれの拠点が目指す機能強化の方向性に基づく組織間ネットワークの強化や、組織・分野を超えた連携・人材流動のハブ機関としての機能強化により研究の幅や裾野を拡大できる
 - 中核的な機能を持つ拠点、黎明期にある分野を扱う拠点、異分野融合拠点など、様々な分野がまとまることによって分野全体を強化できる
 - 予算を重点支援することによって、支援の効果をより発揮できる
- ・ このため、広範かつ複雑な研究課題に対して、研究資源を最大限に活用することが可能となり、研究効率の飛躍的な向上にもつながるなど、研究者コミュニティの活性化や研究基盤の底上げが期待できるネットワーク型拠点の形成を促していく。将来的には、ネットワーク型拠点については、3つのカテゴリーに加えて、その特性に応じた認定基準及び評価も考えていく必要がある。

【共同利用・共同研究拠点等の新陳代謝の促進】

- ・ 限られた研究資源の中で、多様な学問分野を維持し、研究の裾野を拡大させ、継続的・発展的な共同利用・共同研究システムの構築に積極的に貢献する共同利用・共同研究拠点等については新陳代謝を促進させていくことが重要である。このため、新規参入が促進される仕組みの構築に向け、共同利用・共同研究拠点等の数については、拠点の機能を担うことができる基準の明確化やネットワーク化の促進による一定の数の見直しを行い、拠点を3つのカテゴリーに分類することにより予算支援の配分に傾斜をつける。こうした取組を通じて共同利用・共同研究拠点等の新陳代謝を促進する。

以上の共同利用・共同研究拠点等の認定制度の見直しの方向性を踏まえて、予算支援の在り方を検討する。

（2）共同利用・共同研究拠点等に対する予算支援の在り方について

共同利用・共同研究拠点等がその役割を十分に果たし、最低限の機能を発揮させるために必要な予算支援の在り方については、以下の方向性で検討を行う。

① 共同利用・共同研究拠点等の認定を踏まえた基盤的な予算支援の在り方の検討

- ・ 共同利用・共同研究拠点等の成果や体制等に応じた支援を行うため評価等の基準を明確にし、評価の結果に応じて3つのカテゴリーに分類する。

- ・ 広範かつ複雑な研究課題に対して、研究資源を最大限に活用することが可能となり、研究効率の飛躍的な向上にもつながるなど、研究者コミュニティの活性化や研究基盤の底上げが期待できるネットワーク型研究拠点の形成促進を強化する。
- ・ こうした取組により、既存拠点と新規拠点の入れ替えや新規拠点の参入など拠点の新陳代謝を促進する。
- ・ なお、共同利用・共同研究拠点等の基盤ともなる中規模研究設備を戦略的に整備し、共同利用の仕組みの下で運用していくことは、研究基盤の安定性と効率性の両面から重要であるため、継続的な支援に向けた検討が必要である。

② 公私立大学の拠点に対する予算支援の在り方の検討

- ・ 公私立大学の共同利用・共同研究拠点等に対しては、全ての認定拠点に対する支援が十分に行えていない状況であることから、その支援の規模も含めた在り方について検討を進める。
- ・ 国からの予算的な支援を受けずに共同利用・共同研究拠点等の認定を受けて活動している拠点等については、評価の簡素化を進める。

4. 各大学へ求めることについて

- ・ 各大学においては、研究力の強化に向け、これらの学術研究組織の改革を進める観点から、組織の成果に応じて必要な見直しを図り、中長期的な再編等を促し、計画的に大学の改革が進められる仕組みを構築するなど、今後、大学として拠点等の役割をどのように考えて組織改革に取り組んでいくか、積極的に議論を進めることを期待する。

以 上